

# 幸田町安全・安心なまちづくり条例

## 条例の制定経過とそのあらましをお知らせします

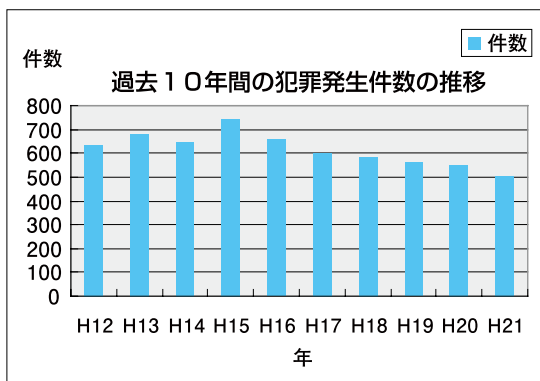
### 【愛知県内の状況】

愛知県における犯罪の発生件数は平成7年から増加の一途をたどり、平成15年には戦後最高の22万件を超え、治安の悪化は深刻な状況となりました。ちょうどこの頃は、全国的に子どもを狙った犯罪が多発し、多くの人が日常生活の中で子どもたちが犯罪に巻き込まれるかもしれないという不安を感じたことと思います。全国的に「自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守る」という気運が高まってきました。

このような状況下において、愛知県では犯罪を半減させることを目標に、「**あいち地域安全新3か年戦略**」を策定し、県民総ぐるみで、特に防犯意識の高揚、地域の自主防犯活動の推進を進めるとともに、犯罪の抑止活動を進めてきました。この戦略の中では、地域の防犯力の向上を図るため、市町村における安全なまちづくりの推進に係る体制づくりとして、安全なまちづくりに係る条例制定に取り組むことを目標に掲げています。

### 【町における防犯の取り組みの状況】

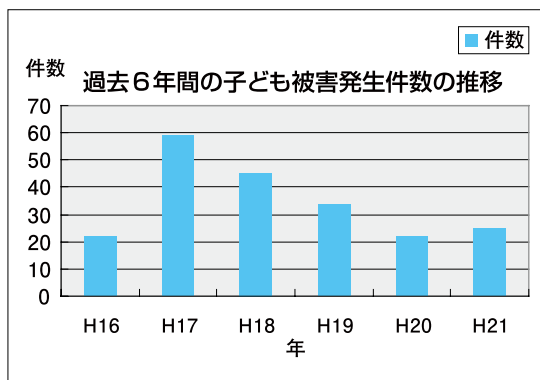
町における犯罪の発生状況および子ども被害の発生状況は次のとおりです。



犯罪の発生件数は、愛知県同様に平成15年が744件で最も多く、その後は年々減少しています。平成21年は505件で、これはピークの平成15年と比べると32%も減少したことになります。

また、子ども被害も減少傾向にあります。

ります。ピークの平成17年に年間59件も発生していた被害は、その後減少してきています。  
このように犯罪の発生件数が減少してきた理由には、警察による取り締まりはもちろんのことですが、地域における自主防犯活動の活発化が考えられます。



幸田町においては、平成16年以降「自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守る」という意識が高まり、自主的な防犯活動を行う防犯ボランティア団体が次々と設立されてきました。現在は町内に18の防犯ボランティア団体があり、それぞれの地域や団体ごとに徒歩や青色回転灯付車両によるパトロール、子どもの下校時の見守りなどの活動をしています。

平成19年には、防犯ボランティア団体のネットワーク組織もでき、団体相互で情報交換をしてお互いの活動の参考にしたり、また日頃の地域の安全を守るパトロール活動に加え、活動を通じて地域住民の安全なまちづくりに関する意識が少しでも高まればと、「見える防犯活動」として合同の青色回転灯パトロールも行っています。



このように地域において積極的かつ自主的な安全なまちづくりへの取り組みが活発になってくると、より効果的な活動とするため、全町的な視点で関係者の役割を明らかにしていく必要性が出てきました。

また、平成21年に本町が行った「第16回幸田町住民意識調査」において、『住みよいまち 住みやすいまち』を実現するために力を入れて欲しいことの第2位に『交通・防犯などの安全対策』がランクされ、また、身近に感じている『災害』や『危険』については、『犯罪（殺人、窃盗、不審者など）』が25.8%を占めて第1位にランクされ、多くの町民の皆さんが犯罪の発生に危機感を感じていることが分かりました。

このような町民の防犯に対するニーズの高まりを受け、平成22年1月に幸田町安全・安心なまちづくり条例が施行されました。



**▼条例の目的**  
町民が安全に安心して生活することのできる地域社会を実現することを目的としています。（第1条）

**▼基本となる考え方**  
次のような基本理念のもと、進めます。（第3条）

- ◎「自らの安全は自ら守る」とも、「地域の安全は地域で守る」という基本認識で、
- ◎それぞれの責務と役割を担い、連

携を図りながら、協働し、  
◎犯罪を起さず、犯罪の発生が未然に防止される地域を目指す。  
※協働：複数の主体が目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

**▼幸田町の条例の特徴**  
次の2点です。

- ①町、町民、事業者それぞれが主体となって取り組むこと。（＝協働）
- ②「自らの安全は自ら守る（＝自主防犯活動）」とともに、地域の安全は地域で守る（＝地域の防犯力の向上）」という認識

**▼それぞれの責務（役割）と取り組みの例**

- ★町の責務（役割）（第4条）  
安全・安心なまちづくりに対する意識の高揚のための
- ◎啓発活動…イベントの開催など
- ◎情報提供…不審者情報の提供など
- ◎環境整備…防犯灯の設置・維持管理など
- ★町民の責務（役割）（第5条）
- ◎身の回りの安全確保…自転車のツーロックの徹底など
- ◎防犯に関する知識の習得…防犯講座への参加など
- ★事業者などの責務（役割）（第6条）
- ◎事業活動における防犯上の安全確保…店舗や駐車場の防犯対策など
- ◎所有、管理する土地や建物の犯罪防止の措置…定期的な草取りなど

**▼防犯活動行動計画**

安全・安心なまちづくりに関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画を、本年度中に策定する予定です。

- ①安全・安心なまちづくりに対する意識の高揚
- ②地域の防犯力の向上
- ③犯罪を防止し、犯罪が起きないようにする生活環境づくり
- ④子ども・女性・高齢者などに対する安全対策

を重点目標として、目標達成のためにさまざまな取り組みをしていきます。

メッセージ



幸田防犯まちづくり倶楽部代表  
志賀 正明 さん

自主防犯活動の1つとして、近所の皆さんと親しく暮らしていくことを大切にしています。例えば、毎朝家の前で会った人に顔を見て、あいさつをしています。続けていくと近所の皆さんがどんな人か知る事ができます。また旅行で外泊する時は隣の家に声をかけ、郵便受けの郵便物

安全・安心なまちづくりは、みんなが主役です。一人一人が防犯意識を高め、犯罪のない安全で安心して暮らせる幸田町を目指しましょう！

夏の安全なまちづくり県民運動実施中

8月1日（日）～10日（火）

運動の重点

- ・子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止
  - ・住宅を対象とする侵入盗の防止
  - ・自転車盗・自動車関連窃盗の防止
- 年間取組事項**  
振り込め詐欺の被害防止

夏は開放的な気分になりがちです。しかし、身の周りには危険が潜んでいます。機会あるごとに、事件や事故に巻き込まれないように注意を促していくことが必要です。

家庭では、子どもたちに守らせた約束を徹底し、水の事故や連れ去り事件などを防ぎましょう。また、女性が被害者となりやすいひったくりや性犯罪にも十分に気をつけましょう。

問合せ 総務防災課安全対策G

（内線327）

や新聞などは取っておいてもらいます。隣の家が留守の時に誰かが訪ねてきたときは「近所の者ですが、何か御用ですか」と声をかけるようにしています。こうした事は都会ではみられません。

この条例がきっかけとなり、幸田町がさらに安全・安心なまちになってほしいと心から願っています。



# 道の駅「筆柿の里・幸田」

1周年を迎え、更なる地域活性化を目指して



## ◎筆柿の里・幸田の概要

国道23号岡崎バイパス(名豊バイパス)の須美インターと桐山インター間に位置する道の駅「筆柿の里・幸田」。幸田町の特産物である筆柿の樹園地に囲まれ、自然豊かな環境の中に位置し、約30,000㎡の敷地を利用し、地元農林産物の販売拠点として整備された地域振興施設と道路利用者の利便性向上を目的として整備された道路情報提供施設、駐車場などで構成されています。

地域振興施設は、国の「強い農業づくり事業」を活用し建設され、施設の規模については、延べ床面積403㎡で主な内容については地元農産物などの売場面積は約208㎡、食堂関係の面積は約123㎡となっています。この施設の運営管理は、指定管理者制度(※)を導入し、平成21年4月に合同会社「筆柿の里幸田」と指定管理者基本協定を締結し、平成26年3月までの5年間、同社が運営管理を行っていきます。合同会社「筆柿の里幸田」は幸田町の

地域振興、農業振興を図るための先駆的な地元連携型の組織を構築する意味も含め、地元の住民、農家の皆さんで構成されています。

地域振興施設のメインである産直コーナーでは、駅名に取り入れた幸田町を代表する特産物の筆柿や、ナス、イチゴなどの地元農産物をはじめ地元で作った加工品、近隣市町の海産物などを販売し、また、食堂コーナーでは、季節の野菜を使った四季折々のメニューを提供しています。道路利用者、観光客をはじめ近隣住民の皆さんにも楽しく利用できる施設となっています。

### ※指定管理者制度とは

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用し、施設の管理運営を効果的・効率的に行うことで、利用者へのサービスの向上や管理経費の削減を図ることを目的として設立された制度です。(平成15年地方自治法改正)制度の導入により、公共的団体に加えて、民間事業者やNPO法人などの団体についても、指定管理者として、公の施設(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設)の管理運営を担えるようになりました。

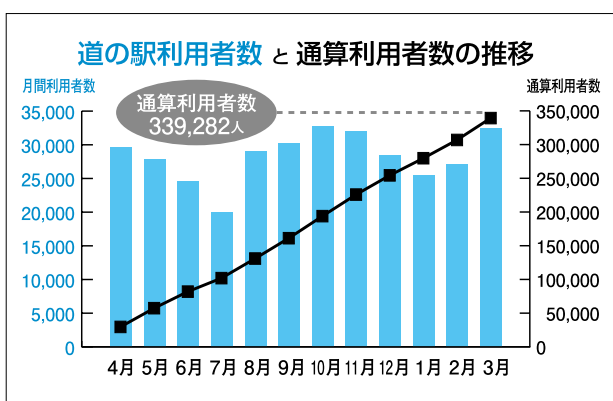
町では現在、次の4施設に指定管理者制度を導入しています。

- ① 町民会館・図書館・町民プール
- ② 高齢者生きがいセンター
- ③ 高齢者ふれあいプラザ
- ④ 道の駅「筆柿の里・幸田」



## ◎開駅1周年を迎えました

平成16年から4年の事業期間を経て、平成21年4月4日に県内12番目の道の駅としてオープン。約3カ月で利用者（レジ通過者）10万人を超え順調な滑り出しをしました。12月初めに23万人達成、そして開駅して1年の今年4月には約34万人の利用者を記録し、当初の見込みを大きく上回る実績を残しました。



筆柿の出荷最盛期に開催した筆柿まつりや、県内12番目の道の駅と23号バイパスにちなんだ12月23日、道の駅の日イベント。そのほかにも、

お盆セール、秋の収穫感謝祭、初売りなど、さまざまなイベントを開催し、道の駅利用者に楽しんでいただきました。今年4月にめでたく開駅1周年を迎え、日頃ご愛好いただいた感謝の気持ちをこめて1周年記念イベントも開催しました。



## ◎地域の活性化と農業の振興を目指して

道の駅では、地産地消を目的とし、地元で採れた農林産物をより多く提供し、地元の農業振興に役立ちたいと考えています。開駅から1年のあいだに、筆柿ワインなどの特産品を使用した商品開発、レストラン笑意軒（しょういけん）では筆柿のペーストを使った筆柿なすカレー、筆柿杏仁豆腐など特産品の筆柿を利用した新メニューが生まれました。また、須美、桐山で採れる「タケノコ」も

新聞各紙でとり上げられるほどの人気商品となりました。



名豊バイパスが蒲郡、豊橋へと開通すればさらに道の駅の利用者の増加が見込まれ、幸田町の特産品・情報を広く発信できる施設となるでしょう。運転の疲れを癒やせる施設であると共に、より多くの皆さんに幸田町の文化や歴史、特産品など魅力ある情報を提供できる施設を目指していきます。

### 営業時間

- ・産直コーナー  
午前9時～午後6時
- ・飲食コーナー  
午前9時～午後6時(平日)  
午前7時～  
午後6時(土日、祝日)
- (6月～8月は午後7時まで営業)

### 問合せ 産業振興課農業振興G

(内線261)  
道の駅「筆柿の里・幸田」  
☎ 63・5171